

事務所だより10月

2021(R3)

Vo.139

I 業務改善助成金 要件緩和へ

厚生労働省は、新型コロナウイルス感染症の影響により、特に業況が厳しい中小企業・小規模事業者に向けて、8月から「業務改善助成金」の要件を緩和しています。

◆「業務改善助成金」の要件緩和、その内容とは？

業務改善助成金は、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援し、事業場内最低賃金の上げを図るための制度です。生産性向上のための設備投資などを行い、事業場内最低賃金を一定額以上上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部を助成します。今回の要件緩和において、特に業況の厳しい事業主に対しては以下2点の特例が追加されました。①対象人数の拡大・助成上限額の引上げ-賃金引上げの対象人数を引上げることで、助成限度額を最大450万円から600万円に引上げます。②助成対象となる設備投資の範囲の拡充-条件はありますが、パソコンや自動車なども設備投資として補助対象となります。また全事業主を対象として以下2点が付け加えられました。①45円コースの新設-これまでのコースに加えて新設されます。②同一年度内の複数回申請を可能にする-条件のもと、年度内2回まで申請することが可能となります。これらの要件緩和・拡充により「業務改善助成金」の使い勝手の向上を図っていきます。

*業務改善助成金コールセンター：03-6388-6155

II 雇用保険料 22年度にも引上げへ

厚生労働省は雇用保険の保険料率を引上げる検討に入ることを決定しました。引上げ幅は給付の対象者数や経済状況を勘案して決定する予定です。

◆雇用保険料、引上げの背景

雇用保険は失業者など向けと、雇用安定・能力開発の2つの事業に大別されます。企業などからの保険料収入を財源に、好景気の際の積立金も使って給付する仕組みです。新型コロナウイルス感染拡大を受けて、雇用安定事業の一部である、雇用調整助成金に対する支給要件緩和や、助成拡充の特例が設けられました。これにより、給付が急増し、雇用安定・能力開発の事業の財源が不足しました。国の一般会計から約1兆円を繰り入れ、失業者向け事業の積立金からも約1兆円を借りることで、新型コロナウイルス感染拡大前の19年度には約4兆円あった積立金は、21年度には約1700億円に減る見通しです。これまでは積立金に余裕があったため16年度以降、保険料率は下がっていましたが、22年度にも引上げる予定です。企業が負担する雇用安定・能力開発の料率は現在、賃金総額の0.3%ですが、本来の0.35%を目安に引上げます。料率見直しは労働政策審議会で秋にも具体的な議論に着手し、22年の通常国会には雇用保険法改正案を提出する予定です。

連載コラムNo. 11

定年退職制度とは？

近年、働き方の多様化が注目されています。今回は「定年退職制度」とはどのようなものかについてご紹介します。

◆「定年退職制度」とは？

「定年退職」とは社員が就業規則など会社の定めている年齢に達したことにより、雇用関係が終了する規定のことを指します。これまで定年退職の年齢は60歳が一般的でしたが、2013年の「高年齢者雇用安定法」の一部改正により、65歳までの雇用責任が事業主に義務付けられました。これにより、定年年齢を65歳未満に定めている事業者は①定年制の廃止、②定年の引き上げ、③継続雇用制度の導入のいずれかの措置を実施することが必要になりました。まず①定年制の廃止です。これを実施する企業の多くでは60歳以上の年齢に関係なく、仕事の成果に応じて給料を支払う形をとっているのが特徴です。次に②定年の引き上げです。これは本人の都合で退職時期を選択できる「選択定年制度」を取っている企業が多く、60歳以降の給与水準は59歳の給料の60%となっています。最後に③継続雇用制度の導入です。これは本人の希望に応じて定年後も従業員を雇用する制度です。様々な雇用形態で契約できることが特徴です。いずれも会社の状況を鑑み判断していきましょう。



桜事務所LINE公式アカウント

お友達登録して

スタンプ送ってください!!

トークお気軽になんでもお問い合わせください

